

平成17年度随時監査（設計委託業務）の結果に基づき講じた措置
（建設局・都市計画総局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)契約に関する事務について 文書の保存 下水処理場改築工事の実施設計委託業務において、文書規程により保存期間が5年と定められている「委託契約の締結について」の決裁等の書類を紛失している事例が見受けられた。 適切に保存すべきである。 （建設局下水道河川部）</p>	<p>管理台帳等を作成し保管する。平成18年2月8日のサービス部会で周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>
<p>(1)契約に関する事務について 前払い金の支払い条件 小学校校舎改築工事の実施設計委託業務において、前払い金の支払条件は契約図書等指定すべき事項になっているにもかかわらず、記載していない事例が見受けられた。 契約書上の規定を適正にすべきである。 （都市計画総局建築技術部）</p>	<p>現在、建築工事設計監理外注委員会において、建築工事設計監理業務委託要領の改訂作業を、一部の規定を除いて18年度実施に向けて行っています。 指摘をいただいた事項につきましても、契約上の規定を改訂する予定です。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>(1)契約に関する事務について 簡易プロポーザル方式の委託料の決定 簡易プロポーザル方式による契約において、委託料の決定に際し、見積り書等書面をもって行っておらず、その経過が分らない事例が見受けられた。 委託料の決定に関する経緯を明確にすべきである。 （都市計画総局建築技術部）</p>	<p>今後は、委託料が決定するまでの経緯が明らかとなるよう見積書は正式書類として原議に残すこととし、課内会議（1/18）で周知徹底いたしました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)仕様に関する事務について 個別設計の内容 小学校校舎改築工事の実設計委託契約において、個別設計として透視図を委託していたが、契約図書にその内容、数量の記載のない事例が見受けられた。 契約内容は明確にすべきである。 (都市計画総局建築技術部)</p>	<p>ご指摘をいただいた後、課内会議(1/18)で指摘内容の確認を行い、委託契約に係る書面の記載漏れ等が起こらないよう課内に周知徹底いたしました。</p>	<p>措置済</p>
<p>(3)履行に関する事務について 書式の運用 着手届・工程表・内訳明細書等、一般仕様書により指定された書式により提出することとなっているにもかかわらず、記載内容が同じであると言うことで別書式のもので受取っている事例が見受けられた。 仕様書に基づき適切に処理すべきである。 (建設局下水道河川部)</p>	<p>契約当初に、委託契約担当窓口(経営管理課等)で提出書類書式集を配布する。以上については平成18年2月8日のサービス部会で周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>